



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 鳥獣保護区特別保護地区の指針案の縦覧・5件（自然保護・緑化推進課）…………… 1
- 鳥獣保護区特別保護地区を指定することについての公聴会の開催・3件（自然保護・緑化推進課）…… 4
- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付の通報（畜産課）…………… 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 10

**公 告**

- 知事の職務代理人（秘書課）…………… 10
- 狩猟免許試験の実施（自然保護・緑化推進課）…………… 10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・暮らし安全課）…………… 10

**公安委員会事項**

- 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則…………… 11

**沖縄県新型インフルエンザ等対策本部事項**

- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 22

## 告 示

### 沖縄県告示第403号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、次のとおり当該特別保護地区の指針案を縦覧に供する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 特別保護区の概要

- (1) 特別保護地区の名称 西銘岳特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域 沖縄県国頭郡国頭村所在国有林宇嘉事業区55林班イ小班及び56林班イ小班的各一部の区域
- (3) 特別保護地区の存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで（20年間）
- (4) 特別保護地区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区
- (5) 特別保護地区の指定目的 西銘岳鳥獣保護区は、沖縄県国頭郡国頭村宇嘉集落から東側へ約3.5キロメートルに位置し、西銘岳（標高420メートル）を含み、西側はチヌフク林道、中央部には伊江林道が東西に通っており、奥川、座津武川及び辺野喜川の流域が含まれる。また、当該区域内は、ほぼ全域がイタジイ林となっている。このような自然環境を反映して、国指定特別天然記念物のノグチゲラを始め、国指定天然記念物のヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ等の希少な鳥類が生息している。当該鳥獣保護区の中でも特に、西銘岳周辺は、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、カラスバト等の希少鳥類が確認されており、繁殖に適した自然環境が維持されていると考えられることから、当該地区を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地区に生息する希少鳥類の保護及びその生息地の保護を図るものである。

#### 2 特別保護地区の保護に関する指針（保護管理方針）

- (1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、

NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 縦覧の場所 沖縄県環境部自然保護・緑化推進課及び国頭村役場世界自然遺産対策室

4 縦覧の期間 平成27年7月17日（金曜日）から同月30日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

5 意見書の提出等

(1) 指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、4に掲げる縦覧期間満了の日までに、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先 沖縄県環境部自然保護・緑化推進課

#### 沖縄県告示第404号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、次のとおり当該特別保護地区の指針案を縦覧に供する。

平成27年7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

##### 1 特別保護区の概要

(1) 特別保護地区の名称 佐手特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域 沖縄県国頭郡国頭村所在国有林佐手事業区62林班イ小班の一部の区域

(3) 特別保護地区の存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的 佐手鳥獣保護区は、沖縄県国頭郡国頭村字佐手集落の東部約2キロメートルに位置し、佐手川を北の境界とし、中央に佐手与那林道、南側に県道2号与那安田横断線が東西に通っており、東側には照首山が区域外に存在する。また、当該区域内は、ほぼ全域がイタジイ林となっている。このような自然環境を反映して、国指定特別天然記念物のノグチゲラを始め、国指定天然記念物のヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ等の希少な鳥類が生息している。当該鳥獣保護区の中でも特に、県道2号与那安田横断線付近と佐手与那林道との間の区域は、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、カラスバト等の希少鳥類の繁殖の場として利用されていることから、当該地区を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地区に生息する希少鳥類の保護及びその生息地の保護を図るものである。

##### 2 特別保護地区の保護に関する指針（保護管理方針）

(1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 縦覧の場所 沖縄県環境部自然保護・緑化推進課及び国頭村役場世界自然遺産対策室

4 縦覧の期間 平成27年7月17日（金曜日）から同月30日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

5 意見書の提出等

(1) 指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、4に掲げる縦覧期間満了の日までに、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先 沖縄県環境部自然保護・緑化推進課

#### 沖縄県告示第405号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、次のとおり当該特別保護地区の指針案を縦覧に供する。

平成27年7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

##### 1 特別保護区の概要

- (1) 特別保護地区の名称 与那覇岳特別保護地区
  - (2) 特別保護地区の区域 沖縄県国頭郡国頭村所在民有林9林班い2、い3、ろ1、ろ2及びろ3の各小班、10林班に2小班、11林班い10及びろ1の各小班並びに12林班い2、ろ1及びは1の各小班的区域
  - (3) 特別保護地区の存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで（20年間）
  - (4) 特別保護地区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区
  - (5) 特別保護地区の指定目的 与那覇岳鳥獣保護区は、沖縄県国頭郡国頭村字辺土名集落より約3.5キロメートルに位置し、区域内の西側には与那覇岳（標高503メートル）があり、北側は大国林道、東側は床川、南側は東村との境界に囲まれた区域である。また、当該区域内は、概ねイタジイ林となっており、中央部にはリュウキュウマツ、スギ、エゴノキ等の造林がある。このような自然環境を反映して、国指定特別天然記念物のノグチゲラを始め、国指定天然記念物のヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ等の希少な鳥類が生息している。当該鳥獣保護区の中でも特に、与那覇岳周辺は、ノグチゲラ、ホントウアカヒゲ及びサンショウクイ等の希少鳥類の繁殖の場として利用されていることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地区に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。
- 2 特別保護地区の保護に関する指針（保護管理方針）
    - (1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
    - (2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。
  - 3 縦覧の場所 沖縄県環境部自然保護・緑化推進課及び国頭村役場世界自然遺産対策室
  - 4 縦覧の期間 平成27年7月17日（金曜日）から同月30日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
  - 5 意見書の提出等
    - (1) 指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、4に掲げる縦覧期間満了の日までに、知事に指針案についての意見書を提出することができる。
    - (2) 意見書の提出先 沖縄県環境部自然保護・緑化推進課

#### 沖縄県告示第406号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、次のとおり当該特別保護地区の指針案を縦覧に供する。

平成27年7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 特別保護区の概要
  - (1) 特別保護地区の名称 名護岳特別保護地区
  - (2) 特別保護地区の区域 沖縄県名護市所在民有林14林班ろ、は、に、ほ、へ、と、り、ぬ、かの各準林班及びい1、ち2の各小班、16林班い、は、に、ほ、への各準林班及びろ1小班的区域
  - (3) 特別保護地区の存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで（20年間）
  - (4) 特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
  - (5) 特別保護地区の指定目的 名護岳鳥獣保護区は、沖縄県名護市の北東に位置し、区域の中央部にある名護岳（標高345メートル）及びその北側から東側斜面には自然度の高い森林が残されており、周辺の森林との連続性も保たれている。このような自然環境を反映して、サシバ、リュウキュウキビタキ等の希少な鳥獣類が確認されている。当該鳥獣保護区の中でも特に、名護岳周辺は、森林性の鳥獣が生息する良好な自然環境を有していることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 2 特別保護地区の保護に関する指針（保護管理方針）
  - (1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
  - (2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。
- 3 縦覧の場所 沖縄県環境部自然保護・緑化推進課及び名護市役所産業部農林水産課



4 縦覧の期間 平成27年 7月17日（金曜日）から同月30日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

5 意見書の提出等

- (1) 指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、4に掲げる縦覧期間満了の日までに、知事に指針案についての意見書を提出することができる。
- (2) 意見書の提出先 沖縄県環境部自然保護・緑化推進課

#### 沖縄県告示第407号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、次のとおり当該特別保護地区の指針案を縦覧に供する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 特別保護区の概要

- (1) 特別保護地区の名称 具志川特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域 沖縄県島尻郡久米島町所在上江洲ダムの最高水位時の湛水域の区域
- (3) 特別保護地区の存続期間 平成27年11月15日から平成47年11月14日まで（20年間）
- (4) 特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- (5) 特別保護地区の指定目的 具志川鳥獣保護区は、沖縄県久米島町北部の大岳、だるま山を含む山間部に位置し、そのほとんどは山地でリュウキュウマツ、イタジイ等からなる森林地域となっており、南側には2か所のダム湖が存在する。当該区域のほとんどが県立自然公園の区域となっており、また、中心より東側は保安林となっている。このような自然環境を反映して、国指定天然記念物であるカラスバト等を始めとする希少な鳥獣類が確認されている。当該鳥獣保護区の中でも、特に上江洲ダム湖面は、渡り鳥の中継地及び休息地であるとともに、森林性の鳥類の水飲み場として重要な役割を担っていることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針（保護管理方針）

- (1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 縦覧の場所 沖縄県環境部自然保護・緑化推進課、久米島町役場総合窓口及び久米島町役場環境保全課

4 縦覧の期間 平成27年 7月17日（金曜日）から同月30日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

5 意見書の提出等

- (1) 指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、4に掲げる縦覧期間満了の日までに、知事に指針案についての意見書を提出することができる。
- (2) 意見書の提出先 沖縄県環境部自然保護・緑化推進課

#### 沖縄県告示第408号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定により、名護岳鳥獣保護区特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成27年 8月18日 午後1時30分開始
- (2) 場所 名護市港一丁目1番1号（名護市役所第一会議室及び第二会議室）

2 意見を聴こうとする案件 知事が作成した名護岳鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する内容について

野生鳥獣保護の見地から意見を聴こうとするものである。

- 3 意見の申出の方法及び期限 公聴会において意見を述べようとする者は、平成27年8月11日までに意見の要旨及びその理由並びに氏名及び住所を記載した書面を沖縄県環境部自然保護・緑化推進課に提出すること。

**沖縄県告示第409号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定により、具志川鳥獣保護区特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成27年8月19日 午後1時30分開始
- (2) 場所 久米島町字仲泊730番地（具志川農村環境改善センター）

- 2 意見を聴こうとする案件 知事が作成した具志川鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する内容について野生鳥獣保護の見地から意見を聴こうとするものである。

- 3 意見の申出の方法及び期限 公聴会において意見を述べようとする者は、平成27年8月12日までに意見の要旨及びその理由並びに氏名及び住所を記載した書面を沖縄県環境部自然保護・緑化推進課に提出すること。

**沖縄県告示第410号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定により、西銘岳鳥獣保護区特別保護地区、佐手鳥獣保護区特別保護地区及び与那覇岳鳥獣保護区特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成27年8月20日 午後1時30分開始
- (2) 場所 国頭村字辺土名121番地（国頭村役場会議室）

- 2 意見を聴こうとする案件 知事が作成した西銘岳鳥獣保護区特別保護地区、佐手鳥獣保護区特別保護地区及び与那覇岳鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する内容について野生鳥獣保護の見地から意見を聴こうとするものである。

- 3 意見の申出の方法及び期限 公聴会において意見を述べようとする者は、平成27年8月13日までに意見の要旨及びその理由並びに氏名及び住所を記載した書面を沖縄県環境部自然保護・緑化推進課に提出すること。

**沖縄県告示第411号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

証明書番号	家畜の種類	品種	名前	毛色	等級	飼養者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
10200169194	牛	黒毛和種	勝安福3	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10146451865	牛	黒毛和種	勝群星	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究セ

							ンター
10834648096	牛	黒毛和種	福福波	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11252839905	牛	黒毛和種	光北福	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10850591802	牛	黒毛和種	琉玄	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10270278376	牛	黒毛和種	勝美福	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10852957972	牛	黒毛和種	球美乃花	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10847719851	牛	黒毛和種	福波花	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10847752049	牛	黒毛和種	桜大福	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11336907803	牛	黒毛和種	百合桜	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10847827778	牛	黒毛和種	百合美津	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11357410139	牛	黒毛和種	恒福波	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11336921748	牛	黒毛和種	北福久	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11357501516	牛	黒毛和種	平忠幸	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11359125475	牛	黒毛和種	富士久	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11357615084	牛	黒毛和種	百合福波	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11357525253	牛	黒毛和種	茂北福	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11359061704	牛	黒毛和種	豊忠勝	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11409147853	牛	黒毛和種	美国茂	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31347010003	豚	ランドレース種	リスタシヤルオキカイ724	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31347010004	豚	ランドレース種	バーコートマラデルオキカイ727	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31347010008	豚	ランドレース種	ベラチンリスタオキカイ762	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31347010011	豚	ランドレース種	ベラチンポーラオキカイ790	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31347010010	豚	ランドレース種	シヤルリスタオキカイ794	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター

31347010013	豚	ランドレース種	ポーラベラチンオキカイ851	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31347010014	豚	ランドレース種	リスタベラチンオキカイ869	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010001	豚	ランドレース種	リスタベラチンオキカイ10431	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010002	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320009	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010003	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320022	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010014	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320031	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010005	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320078	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010006	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320098	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010007	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320122	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010008	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320108	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010009	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320112	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010010	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320132	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010012	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320175	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31447010013	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1310205	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547010001	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1330255	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547010002	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1440032	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547010003	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1440061	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547010004	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1440065	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547010005	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1410075	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547010006	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1410076	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547010007	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1440116	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547010008	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1450200	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター



31247010008	豚	大ヨークシ ヤー種	レデーブレンドオ キカイ938	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31247010010	豚	大ヨークシ ヤー種	レデーダブルオキ カイ282	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31347010016	豚	大ヨークシ ヤー種	アイリスクラーク スオキカイ20018	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31347010017	豚	大ヨークシ ヤー種	マルトレデーオキ カイ30030	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31347010018	豚	大ヨークシ ヤー種	クラークスアイリ スオキカイ30014	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31447010015	豚	大ヨークシ ヤー種	アイリスヒルビ ユーオキカイ20046	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31447010016	豚	大ヨークシ ヤー種	チャンピオンズツ クアイズ8106-05	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31447010017	豚	大ヨークシ ヤー種	チャンピオンズツ クアイズ8106-07	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31447010018	豚	大ヨークシ ヤー種	アロンザンプアイ ズ6107-05	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31447010019	豚	大ヨークシ ヤー種	アロンザンプアイ ズ6107-07	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31547010009	豚	大ヨークシ ヤー種	チャンピオンオー ルドオキカイ10030	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31547010010	豚	大ヨークシ ヤー種	クロデーアベルオ キカイ10017	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31547010011	豚	大ヨークシ ヤー種	レデーアロンオキ カイ10035	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31247010014	豚	デュロック種	サリーフューチ ヤーシマクラ4-5 146	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31247010019	豚	デュロック種	マシーブエクス プレオキカイ946	褐	1級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31247010020	豚	デュロック種	ボールドデーオ キカイ257	褐	特級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31347010019	豚	デュロック種	ミスマシーブオキ カイ336	褐	特級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31347010020	豚	デュロック種	マシーブアイリス オキカイ352	褐	特級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31447010020	豚	デュロック種	ボールドゴールド オキカイ30102	褐	特級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31447010021	豚	デュロック種	シムコデーヤツオ1 307-05	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31447010022	豚	デュロック種	シムコデーヤツオ4 323-07	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
31447010023	豚	デュロック種	シムコデーヤツオ4 326-07	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター



31547010012	豚	デュロック種	ボードシムコオ キカイ10028	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良セ ンター
10830820076	牛	黒毛和種	山原北福波	黒	2級	国頭村	有限会社ひらよし 牧場
11384592716	牛	黒毛和種	天昇舞鶴	黒	2級	多良間村	仲筋和正
10833411424	牛	黒毛和種	茂安宏	黒	2級	多良間村	豊見城玄弘
11052312851	牛	黒毛和種	安糸波 2	黒	2級	竹富町	高那正八
11200107865	牛	黒毛和種	藤平	黒	1級	竹富町	内盛正聖
11207812946	牛	黒毛和種	天佑	黒	1級	竹富町	宮良当皓
11178284223	牛	黒毛和種	安波重	黒	2級	与那国町	大嵩長史
11186998037	牛	黒毛和種	2 0 平茂 3	黒	2級	与那国町	大嵩長史
11186998020	牛	黒毛和種	基気高	黒	2級	与那国町	真嘉牧場
11374827286	牛	黒毛和種	芳鶴丸	黒	2級	与那国町	真嘉牧場
11050078780	牛	黒毛和種	茂賢糸	黒	1級	与那国町	大嵩博彬
11049424338	牛	黒毛和種	安福 1 6 5	黒	2級	竹富町	平良功一
11358911956	牛	黒毛和種	久勝	黒	2級	竹富町	有限会社ヤイマ・ ブリーダー・ラン チ
11215234891	牛	黒毛和種	紋茂勝	黒	2級	竹富町	有限会社ヤイマ・ ブリーダー・ラン チ
11138575286	牛	黒毛和種	山清水 1 3	黒	2級	石垣市	砂川和廣
10830665479	牛	黒毛和種	第 7 神桜	黒	2級	石垣市	伊良部正人
11142496218	牛	黒毛和種	菊明星	黒	2級	石垣市	宮良永美
10841253283	牛	黒毛和種	芳鶴幸	黒	2級	石垣市	有限会社石垣島き たうち牧場
11361789016	牛	黒毛和種	北平安	黒	2級	石垣市	有限会社牛種子牧 場
10260238083	牛	黒毛和種	第 1 花安福	黒	2級	石垣市	神谷畜産
10244883865	牛	黒毛和種	茂勝太郎	黒	2級	石垣市	比嘉豊
11253019887	牛	黒毛和種	黒平茂	黒	2級	石垣市	仲嵩精一
11198763722	牛	黒毛和種	桜丸	黒	2級	石垣市	橋本道孝
11253011836	牛	黒毛和種	北福勝	黒	2級	石垣市	小波本牧場
11175201803	牛	黒毛和種	景安平	黒	2級	石垣市	原政博
10841253047	牛	黒毛和種	丸菊照	黒	2級	石垣市	有限会社石垣島き たうち牧場
10830740350	牛	黒毛和種	平茂栄 2	黒	2級	石垣市	仲若義友

**沖縄県告示第412号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、羽地加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**公 告**

この度本職は、海外へ出張するので、平成27年7月21日から同月25日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、平成27年7月21日を沖縄県副知事安慶田光男が、平成27年7月22日から同月25日までの間を沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 日時及び場所

日時	場所	
	会場名	所在地
平成27年 9月 4日（金曜日） 9時30分から17時まで	沖縄県庁 4階第1会議室	那覇市泉崎1丁目2番2号
	沖縄県八重山合同庁舎 1階会議室	石垣市字真栄里438番地1

2 受験手続 狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書を平成27年7月29日（水曜日）から同年8月21日（金曜日）までに沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課（電話番号0980-52-2832）、沖縄県南部林業事務所（電話番号098-941-2583）、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-72-2365）又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-82-2342）に提出すること。

3 その他 詳細については、沖縄県環境部自然保護・緑化推進課（電話番号098-866-2243）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成27年9月5日まで縦覧に供する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 申請のあった年月日 平成27年 7月 6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人夢WALK

3 代表者の氏名 平良和之

4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市宮城四丁目22番6号マンションMK101号

5 定款に記載された目的 この法人は、ひきこもり、不登校及びニートとなった当事者、保護者及びこれらを支援する者に対して、居場所の提供、作業活動及び社会生活技能訓練に関する事業及び地域コミュニティに関する事業を行い、次世代を担う青少年の健全育成、環境整備及び社会参加に寄与することを目的とする。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第7号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 7月17日

沖縄県公安委員会

#### 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年沖縄県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第4項」を「第4条第4項」に改める。

第3条中「第2条の2第3項」を「第5条第3項」に、「第3条第5項」を「第6条第5項」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「第4条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（ライフル銃の所持の許可の申請に係る添付書類）

**第6条の2** 施行規則第11条第1項第4号に該当する者が添付すべき書類は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者 獣類捕獲業説明書（別記様式第4号の2）

(2) 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者 事業の被害実態説明書（別記様式第4号の3）

第7条中「第4条の2第1項第10号」を「第11条第1項第16号」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（認知機能検査）

**第7条の2** 法第4条の3第1項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の検査（以下「認知機能検査」という。）を受けようとする者は、認知機能検査申請書（別記様式第5号の2）を提出しなければならない。

2 認知機能検査を行ったときは、その結果を本人に通知するものとする。

（医師の診断を受けることの命令等）

**第7条の3** 法第4条の3第2項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令は、受診等命令書（別記様式第5号の3）を交付して行うものとする。

2 前項の規定により受診等命令書を交付された者は、当該受診等命令書に記載された医師が作成した診断書を公安委員会に提出しなければならない。

第8条中「第6条第1項」を「第24条第1項」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（銃砲刀剣類等の提出命令）

**第10条** 法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項若しくは第8項、第11条の2第1項若しくは第3項、第13条の3第1項若しくは第3項又は第26条第2項の規定による銃砲刀剣類等の提出命令は、銃砲刀剣類等提出命令書（別記様式第6号の2）により行うものとする。

（銃砲刀剣類等の廃棄の通知）

**第10条の2** 法第8条第9項（法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定により銃砲刀剣類等を廃棄した場合は、施行規則第38条の仮領置書と引換えに廃棄処分通知書（別記様式第6号の3）を交付するものとする。

第13条中「第6条の3第2項」を「第26条第2項」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（年少射撃資格認定の不認定の通知）

**第14条の2** 法第9条の13の規定による年少射撃資格の認定の申請があった場合において、これを認定しないときは、その旨を当該申請をした者に年少射撃資格不認定通知書（別記様式第9号の2）により通知するものとする。



第16条ただし書中「第12条の3」を「第88条」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第20条中「第11条」の次に「又は法第11条の3」を加える。

第21条第1項中「（別記様式第17号）」を削り、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改め、「受けた者は、」の次に「当該受診等命令書に記載された」を加え、「別記様式第18号」を「別記様式第17号」に改める。

第22条第1項の表左欄中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条の2第3号に定める病気を」を「第8条第3号に定める病気を」に、「第3号及び第4号」を「第4号及び第5号」に、「第5条の2第3号に定める病気に」を「第8条第3号に定める病気に」に、「第8条第16項」を「第5条の2」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（他の都道府県公安委員会への通知）

**第22条の2** 令第35条の規定による他の都道府県公安委員会への通知は、銃砲刀剣類所持許可証書換等通知書（別記様式第18号）により行うものとする。

第23条中「第16条の4第4項」を「第100条第4項」に、「施行規則第17条の2第5項」を「施行規則第102条第5項」に、「第17条の3第2項」を「第103条第2項」に、「準用する施行規則第17条の2第5項」を「準用する施行規則第102条第5項」に改める。

第24条中「第20条」を「第107条」に改める。

別記様式第1号中「第2条第4項」を「第4条第4項」に改め、同様式の備考1中「申請人」を「届出人」に改める。

「亡 失

別記様式第2号中「第3条第5項」を「第6条第5項」に、盗 難 したので を  
滅 失 ）」

「亡 失 した

盗難に遭った ので に、「申請人」を「届出人」に改め、同様式の備考1及び備考2中「申請人」を滅 失 した ）」

「届出人」に改める。

別記様式第3号中「生保」を「生企」に、「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定）」を「異議申立てをすることができます（この処分）」に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定）」を「提起することができます（この処分）」に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記様式第4号の次に次の2様式を加える。

**別記様式第4号の2**（第6条の2関係）

#### 獣 類 捕 獲 業 説 明 書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

申請人

住 所

氏 名

印

ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者に該当する状況は、次のとおりです。

項目	内容
獣類の捕獲を職業とした理由及び日付又は職業とする理由及び日付	
獣類の捕獲に従事する年間日数 (具体的計画と開始する予定年月日。今後、職業とする場合は、その予定期間)	
獣類の捕獲による年間収入額又は収入見込額	
主として捕獲に従事する都道府県及び捕獲する獣類	
副業及びその年間収入額 (今後予定している副業を含む。)	
乙種狩猟者登録証の取得状況等	

備考1 獣類の捕獲による年間収入額及び副業の年間収入額に関する書類 (税務署に対する所得申告の写し、納税証明書又はこれらに類する書類をいう。) を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

**別記様式第4号の3 (第6条の2関係)**

事業の被害実態説明書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

申請人  
住 所

氏 名

印

事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者に該当する状況は、次のとおりです。

項目	内容
事業名及び規模	
被害の状況	
捕獲しようとする獣類の種類	
実施済みの防除措置等	
捕獲の許可	
ライフル銃による捕獲を必要とする区域	

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

(県知事又は市町村長)

印

備考1 防除措置等が講じられていることを明らかにする写真等、被害分布図及び捕獲を必要とする区域の見取図を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第5号の次に次の2様式を加える。

**別記様式第5号の2 (第7条の2関係)**

認 知 機 能 検 査 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項(法第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により認知機能検査の申請をします。

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿



申請人  
住 所

氏 名

印

受 検 希 望 日	年   月   日
申 請 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新規許可申請 <input type="checkbox"/> 更新許可申請
猟銃等の種類	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> 刀剣類 <input type="checkbox"/> その他 (                      )

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第5号の3（第7条の3、第21条関係）

沖縄県公安委員会達（生企）第   号  
年   月   日

受 診 等 命 令 書

住 所

氏 名                      殿

沖縄県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法 第4条の3第2項 の規定により、次のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求めます。  
第12条の3

受診を求める理由	
受診する指定医の氏名、勤務する病院名及び病院の所在地	
報 告 の 期 限	
備 考	

(教示事項)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号中「第10条関係」を「第9条関係」に、「生保」を「生企」に、「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定）」を「異議申立てをすることができます（この処分）」に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定）」を「提起することができます（この処分）」に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加え、同様式の次に次の2様式を加える。

## 別記様式第6号の2 (第10条関係)

沖縄県公安委員会達 (生企) 第 号  
年 月 日

## 銃 砲 刀 剣 類 等 提 出 命 令 書

住 所

氏 名 殿

沖縄県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法の規定により次のとおり提出を命ずる。

- 1 提出を命ずる法的根拠
- 2 関係許可証及び許可を受けた者  
許可番号  
住 所  
氏 名
- 3 提出すべき物 (種類、番号、型式、商品名等)
- 4 提出を命ずる理由

## (教示事項)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県公安委員会 (沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由) に対して異議申立てをすることができます (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として (訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



別記様式第6号の3 (第10条の2関係)

沖縄県公安委員会達 (生企) 第 号  
年 月 日

廃 棄 処 分 通 知 書

殿

沖縄県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により下記物件を廃棄したので通知する。

提出者	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	
仮領置、一時保管又は提出した物件の種類、特徴及び数量		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7号中「生保」を「生企」に、「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定）を「異議申立てをすることができます（この処分）に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定）を「提起することができます（この処分）に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記様式第8号中「生保」を「生企」に、「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定）を「異議申立てをすることができます（この処分）に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定）を「提起することができます（この処分）に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記様式第9号中「生保」を「生企」に、「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定）を「異議申立てをすることができます（この処分）に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定）を「提起することができます（この処分）に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第9号の2（第14条の2関係）

沖縄県公安委員会達（生企）第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

沖縄県公安委員会 印

年 少 射 撃 資 格 不 認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった年少射撃資格認定申請については、次の理由により認定を行わないので通知する。

理 由

## (教示事項)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第11号中「生保」を「生企」に、「ころ」を「頃」に改める。

別記様式第12号中「生保」を「生企」に、「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定）」を「異議申立てをすることができます（この処分）」に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定）」を「提起することができます（この処分）」に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記様式第13号中「生保」を「生企」に、「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定）」を「異議申立てをすることができます（この処分）」に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定）」を「提起することができます（この処分）」に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記様式第14号中「生保」を「生企」に、「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定）」を「異議申立てを



することができます（この処分」に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定」を「提起することができます（この処分」に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記様式第15号中「生保」を「生企」に、「第11条」を「第11条」に、「銃砲刀剣類等所持許可」第11条の3」

を「銃砲刀剣類等所持許可」に、「年少射撃資格の認定」に、「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定」を「異議申立てをすることができます（この処分」に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定」を「提起することができます（この処分」に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記様式第16号中「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定」を「異議申立てをすることができます（この処分」に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定」を「提起することができます（この処分」に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記様式第17号を削り、別記様式第18号を別記様式第17号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第18号（第22条の2関係）

沖縄県公安委員会達（生企）第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

沖縄県公安委員会 印

#### 銃砲刀剣類所持許可証書換等通知書

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第35条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

#### 記

#### 1 関係許可証及び許可を受けた者

許可証番号  
住 所  
氏 名

#### 2 通知理由

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第35条第 項

## 3 内容

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第19号中「第16条の4第4項」を「第100条第4項」に、「第17条の2第5項の規定による模造けん銃」を「第102条第5項の規定による模造拳銃」に、「第17条の3第2項」を「第103条第2項」に、「第17条の2第5項の規定による模擬銃器」を「第102条第5項の規定による模擬銃器」に改める。

別記様式第20号中「生保」を「生企」に、「教示」を「教示事項」に、「決定に」を「処分に」に、「この決定が」を「この処分が」に改め、「60日以内に沖縄県公安委員会」の次に「（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）」を加え、「異議申立てをすることができます（この決定）」を「異議申立てをすることができます（この処分）」に、「60日以内であっても、この決定」を「60日以内であっても、この処分」に、「2 この決定」を「2 この処分については、この処分」に、「提起することができます（この決定）」を「提起することができます（この処分）」に、「6か月以内であっても、この決定」を「6か月以内であっても、この処分」に改め、「6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

**附 則**

この規則は、平成27年7月17日から施行する。

---

**沖縄県新型インフルエンザ等対策本部事項**

---

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第2号

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 7月17日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長  
沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令**

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 知事公室部の項中

「	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="288 524 651 667">           防災危機管理班 班長 防災危機管理課長         </td> <td data-bbox="651 524 1410 667">           1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関する事            2 災害対策用食料の備蓄に関する事            3 自衛隊への要請（別表第4 連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関する事         </td> </tr> </table>	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関する事 2 災害対策用食料の備蓄に関する事 3 自衛隊への要請（別表第4 連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関する事	を		
防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関する事 2 災害対策用食料の備蓄に関する事 3 自衛隊への要請（別表第4 連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関する事					
「	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="220 689 651 846">           防災危機管理班 班長 防災危機管理課長         </td> <td data-bbox="651 689 1410 846">           1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関する事            2 災害対策用食料の備蓄に関する事            3 自衛隊への要請（別表第4 連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関する事         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 846 651 958">           辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長         </td> <td data-bbox="651 846 1410 958">           部内各班又は他部の応援に関する事         </td> </tr> </table>	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関する事 2 災害対策用食料の備蓄に関する事 3 自衛隊への要請（別表第4 連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関する事	辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関する事	に
防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関する事 2 災害対策用食料の備蓄に関する事 3 自衛隊への要請（別表第4 連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関する事					
辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関する事					

改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年 7月17日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--